




高知市屋外広告物規制概要図

※この図面は概要図であり、禁止地域等で図面に表示されていない部分もあります。

④

凡	例
<p>第一種禁止地域等</p> <p>●主な地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の規定による第一種・第二種低層住居専用地域，美観地区，風致地区，緑地保全地区（市長が指定する区域を除く。） ・市民農園整備促進法に規定する市民農園（市長が指定する区域を除く。） ・国・県・市指定の史跡・名勝・天然記念物その他文化財等で定着性を有するもの及びその周辺で市長が指定する区域 ・森林法に基づく名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域（市長が指定する区域を除く。） ・高知県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域，緑地環境保全地域 ・鏡川清流保全条例に基づく自然環境保全区域及び景観形成区域（市長が指定する区域を除く。） ・高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例に基づく特別保護地区，保存緑地又は保存樹林のある地域（市長が指定する区域を除く。） ・高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所等を除く。） ・道路又は鉄道等で市長が指定する区間（道の駅等を除く。） ・道路又は鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域 ・都市公園法に規定する都市公園並びに都市公園等整備緊急措置法に規定する公園及び緑地 ・河川法に規定する河川区域，海岸法に基づく海岸保全区域並びにこれらの付近の地域で市長が指定する区域 ・湖沼，溪谷，海浜，高原，山及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域 ・港湾，漁港，駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域 ・官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，集会所，体育館，博物館，美術館，公衆便所の建物並びにその敷地 ・古墳，墓地，火葬場及び葬祭場 ・社寺及び教会の境域で市長が指定する区域 ・以上の他，特に美観風致を維持するために必要なものとして市長が指定する地域又は場所 	
<p>第二種禁止地域等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の規定による第一種・第二種中高層住居専用地域 	
<p>許可地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市全域（第一種，第二種禁止地域等を除く） 	
<p>広告景観形成地区</p>	

※この図面は概要図であり、禁止地域等で図面に表示されていない部分もあります。

